

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

令和5年3月22日に開催された物価・賃金・生活総合対策本部（第8回）において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」（5,000億円。なお、1世帯当たりの予算の目安は3万円）を措置することが決定され、同月28日に予備費の使用が閣議決定された。

地方単独事業として「物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業」が同交付金の対象に該当することから、本市においても、物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和5年度住民税非課税世帯）に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（以下「給付金」という。）として、1世帯当たり3万円を支給することとし、迅速な支給を行う。

(2) 業務内容

仕様書を参照のこと

なお、当該仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、今後、本市内部における制度運用の詳細検討や公募型プロポーザルによる提案を受けて、仕様を追加・変更する場合があります。

また、給付金は国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」により実施する事業であるため、国における制度運用が変更されるなど一定の変動要素も存在することを前提とする。

(3) 事業規模（契約上限額）

金1,626,000,000円（消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年1月31日（水）（予定※）まで

※ 今後国が提示する通知により変更する場合があります

(5) 履行場所

仕様書を参照のこと

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

ただし、申請勸奨等にかかる郵送料やコールセンターにおける電話料金は本市が負担する。

(7) 市側から提供する資料、貸与品等

- ・ 本給付金に係る制度及び運用に係る資料等
- ・ 支給要件審査及び問合せ対応のための、世帯データ等

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除
保証人 不要

(4) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、「委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等」をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明

確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 参加申請書の提出時において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと
- (5) 納税義務者にあつては、直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと
- (8) 事業者が本事業を目的に共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしていること
 - ア 共同体を構成する事業者（構成員）は、全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。
 - イ 参加申請以後、代表者及び事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 構成員となるすべての事業者が、上記(1)から(7)までの基準をすべて満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者（構成員）にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書（様式は自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者（構成員）の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 事業者選定及び主な事業スケジュール

公募開始、質問受付開始	令和5年5月2日（火）
参加申請書提出期限	同年5月12日（金）
質問受付締切	同日
参加資格決定通知	同年5月18日（木）
質問に対する回答	同日
企画提案書の提出期限	同年5月26日（金）
プレゼンテーション開催	同年6月2日（金）
選定結果通知	同年6月5日（月）
契約締結・業務開始	同年6月中旬
業務完了	令和6年1月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間	令和5年5月2日（火）から令和5年5月12日（金）17時まで
イ 提出書類	公募型企画競争参加申請書（様式2のとおり）
ウ 提出先	「8 その他（2）提出・問合せ先」まで郵送または持参により提出すること。 なお、郵送の場合は必着とする。

エ 提出部数 1部

オ 参加資格決定通知 令和5年5月18日（木）に、提出された公募型企画競争参加申請書に記載の電子メールアドレスあてに電子メールで通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間	令和5年5月2日（火）から令和5年5月12日（金）17時まで
イ 提出方法	質問票（様式1のとおり）に記載し、電子メールにより提出すること
ウ 提出先	「8 その他（2）提出・問合せ先」のとおり
エ 回答	参加者全員に対して、令和5年5月18日（木）に、提出された公募型企画競争参加申請書に記載の電子メールアドレスあてに電子メールで回答する。

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書は、A4版で両面印刷60頁以内で作成するものとし、冒頭に様式6（裏面白紙）を付する（様式6は頁数に含まない）。

イ 下記ウの各項目について、本市の業務の範囲と事業者の受託業務の範囲のどちらに属するか不明確なまま処理されない業務が生じないようにするために、事業者として講じ

る対応策又は役割分担案を記載すること。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。企画提案書の作成に当たっては、当該項目を見出しとし、当該項目順に作成すること。

- (ア) 事業目的達成のための基本的な考え方及び事業遂行のための組織体制
 - ・ 準備、運営スケジュールを含む業務の全体像
 - ・ 業務を遂行するための責任体制、事業遂行のための業務実施体制、本市との連絡体制
 - ・ 情報管理、雇用関係、品質などについて幅広い社内のコンプライアンス体制
 - ・ 業務実施のための信用力、資力・財務体力
- (イ) 同様・類似の業務実績
 - ・ 過去5年以内における官公庁における類似業務の実績（業務概要、実績、成果）
（労働者派遣契約は対象外）
- (ロ) 要員の配置・体制・労務管理
 - ・ 業務上の役割に応じた適切な人材の確保・業務量に対応できる人数の確保などの業務実施体制
 - ・ 従事者の勤務体制、就業規則など、労務管理に関する事項
 - ・ 業務量の増減等に対応できる要員配置、欠員発生時の要員確保・引継ぎに関する方法
- (ハ) 要員教育
 - ・ 要員教育の実施計画、教育内容とその目的、教育体制
- (ニ) 業務設計・準備業務
 - ・ 業務フローなどの業務設計並びにマニュアル整備及び備品・消耗品等の配備等の準備業務
- (ホ) 運営業務・運営管理業務
 - ・ 各業務の実施に際して必要な注意点を踏まえた業務の実施体制、実施方法
例) 電話口等での適切な市民対応、申請内容の確認・照合及び端末入力業務、公金の取扱い、等
 - ・ 本市への定期報告の方法並びに、業務改善、マニュアルの改善及び業務終了時の引継ぎ等の業務管理の方法
- (ヘ) 標準処理期間
 - ・ 申請書等の処理に係る期間
- (コ) コンプライアンスの基本的な考え方
 - ・ 個人情報の保護、守秘義務、公金の取り扱い、業務遂行上使用した資料・データ等の適正な利用や保管、その他本業務を遂行するうえでの、コンプライアンス対策
- (ケ) 市民対応上のトラブル及び緊急時対応に関する基本的な考え方
 - ・ 市民との間で、トラブルが起こった場合の対応方法、トラブルの未然防止策、ト

ラブル後の業務改善の方策

- ・ 個人情報保護や守秘義務、公金管理などに関する重大な事故（誤交付・守秘義務違反など）が発生した場合の対応・責任
- (ロ) 労働者の雇用にかかる必要経費等
 - ・ (ウ)に必要な人件費及び人件費に付随して必要になる諸経費の積算
 - ・ 業務を運営していくための経費（人件費・物件費・その他経費）の積算詳細及び積算の考え方
- (ハ) 個人情報を含むデータの滅失や漏洩を防止するための対策
 - ・ データの作成、取得、利用、保存、廃棄にかかる具体的な管理手順及びその遵守を確保するための管理体制

エ 受付期間

令和5年5月18日（木）から令和5年5月26日（金）17時まで

オ 提出部数

- | | |
|---|----|
| (ア) 正 本（事業者名を記入しているもの） | 1部 |
| (イ) 副 本（事業者名や事業者が特定される表現がないもの又は事業者名や事業者が特定されないようにマスキングしたもの） | 7部 |
| (ウ) 概要版（副本の内容を分かりやすくA3版で1ページにまとめたもの） | 7部 |
| (エ) (イ)～(ウ)のPDFファイルを記録した光ディスク | 1部 |

《注意事項》

- ・ (イ)の副本の作成に当たっては、事業者名や事業者が特定される表現の残存やマスキング漏れがみられるため、特に留意されたい。また、(イ)の副本のPDFファイルを(エ)の光ディスクに記録する際にも、同様に留意し、マスキングにおけるテキストデータの残存等にも留意されたい。
- ・ (エ)の光ディスクに記録するPDFファイルは、(イ)(ウ)ごとに1ファイルとし、計2ファイルを記録すること

カ 提出場所

参加資格決定通知時に指定する

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、学識経験者等外部有識者により構成する選定会議を開催し、その意見を受けて、選定する。
- イ 選定委員は、選定基準に沿って、企画提案書の審査を行う。
- ウ 参加者によるプレゼンテーションを実施する。
 - (ア) 開 催 日 令和5年6月2日（金）（時間は別途通知する）
 - (イ) 開 催 場 所 別途通知する

- (ウ) 内容・方法 参加者による企画提案書の概要版を使用した説明
選定委員による質疑応答

(2) 選定基準（配点割合）

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的に、行うものとする。

選定基準	審査内容	配点
1 基本的事項・組織	事業目的達成のための基本的な考え方及び事業を円滑かつ安定的に遂行できる組織であるか	15点
	同様・類似の業務実績	
2 業務実施	要員の配置・体制・労務管理	20点
	要員教育	
3 業務運営	業務設計・準備業務	30点
	運営業務・運営管理業務	
	標準処理期間	
4 リスク管理	コンプライアンスの基本的な考え方	15点
	市民対応上のトラブル及び緊急時対応に関する基本的な考え方	
5 積算の妥当性	労働者の雇用にかかる必要経費等、適法かつ妥当な積算となっているか。	5点
6 データ管理	個人情報を含むデータの滅失や漏洩を防止するための対策は講じられているか。	15点

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接間接を問わず、接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後すみやかに、全ての参加事業者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に

基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

キ 契約の締結は、上記2(1)に記載の事業に係る令和5年度補正予算の成立を条件とする。

(2) 提出・問合せ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市市民局総務部総務担当（企画グループ）

電 話 06-6208-7323

F A X 06-6202-7073

電子メールアドレス ca0040@city.osaka.lg.jp